

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所在地 笠岡市高島5039-1

協議会名 高島まちづくり協議会

協議会長名 会長 妹尾 利雄

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,220,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 高島まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	5 月	
	役員会	5 月 8 月 1 2 月 3 月	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	定期船減便対策	【目的】 昨年10月より定期便減便で島民の利便性が失われるのを防ぐため、減便対策を行い島民・島外の人たちの生活を確保する。	地元で渡船事業を営んでいる菰田渡船を利用して、週に4便（火・水・土・日）高島港発15:00利用客が居る日のみ運行する。利用者は1時間前までに菰田渡船又はまちづくり協議会に連絡をする。 ※運営交付金：4ヶ月分（残り8ヶ月分は活動交付金B）
	健康スマホ講座	【目的】 高齢者の安心の為	年12回の勉強会
		【効果】 ガラ携からスマホへの切り替えの不安の解消	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 高島まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,220,000	
その他収入	0	
計	1,220,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長400,000円、事務員400,000円
賃借料	120,000	事務所、回漕店賃借料
光熱水費	100,000	事務所、回漕店光熱費
運営費	63,968	
消耗品費	15,068	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	0	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	48,900	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	136,032	
定期船減便対策	120,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
健康スマホ講座	16,032	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,220,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	63,968	円
---	--------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
用紙代	5,068	用紙代（R1実績並）
インク代	7,000	1 0 0 0 円 x 7
蛍光管	3,000	1 5 0 0 円X2本
計	15,068	

食糧費

内 容	金 額	積 算
計	0	

印刷製本費

[illegible]

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
インターネット利用料	48,900	事務手数料3300円 基本使用料3800円×12ヶ月
計	48,900	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

定期船減便対策

120,000

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

委託料

内 容	金 額	積 算
定期便減便対策	120,000	30,000円/月×4ヶ月
計	120,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

健康スマホ講座

四

内 容	金 額	積 算
講師謝礼	16,032	@1, 3 3 6円/回×1 2回
計	16,032	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

賃貸借契約書

賃借人 高島まちづくり協議会 会長 妹尾利雄（以下「甲」という）と賃貸人 高島自治会 会計 河田貞夫（下「乙」という）とは、高島自治会所有建物（以下「建物」という）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、笠岡市高島5039番地1の敷地内の建物の一部を甲に賃貸するものとする。

第2条 甲は、建物を高島まちづくり協議会事務所として使用するものとする。

第3条 建物の賃貸借期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、賃貸借期間満了後においても、甲・乙双方から契約解除の申し出がない場合は1年間延長するものとし、次年度以降も同様とする。

第4条 甲は、賃貸料として年額 金120,000円（うち消費税及地方消費税の額金1,200円）を契約後、適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸料に110分の10を乗じて得た額である。

第5条 この契約の保証金については、免除とする。

第6条 甲は、善良なる管理者の注意をもって建物を使用するものとし、乙の承認を得ないで建物を転貸し、又は担保の用に供してはならない。

第7条 乙は、建物の修繕の必要が生じたときは、乙においてすみやかに行うものとする。ただし、甲の責めに帰するものについてはこの限りではない。

第8条 乙は、建物が火災及び天地地異により焼失し、又は被害を受けることがあってもその損害を甲に請求することはできない。

第9条 乙は、この契約期間中において、建物の構造上の欠陥により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲は、この契約期間満了後、すみやかに建物を乙に明け渡すものとする。
この場合において、建物に損害があっても、乙は、甲にその損害の賠償を請求しないものとする。

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 3年 4 月 1 日

賃借人「甲」 笠岡市高島5039番地1
高島まちづくり協議会
会 長 妹 尾 利 雄

賃貸人「乙」 笠岡市高島5039番地1
高島自治会
会 計 河 田 貞 夫

高島まちづくり協議会 規約

(目的)

第1条 本会は、高島の伝統や特色を大切にしながら、島民の創意工夫と責任のもと、住んでよかったと思える魅力あふれる島づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、高島まちづくり協議会という。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を笠岡市高島5039番地1に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 島民の生活を維持、向上させる事業
- (2) 島民の環境を守る事業
- (3) 伝統と文化を継承する事業
- (4) その他本会の目的に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 高島に居住する住民
- (2) 高島で活動する各種団体
- (3) 高島出身者
- (4) その他本会が認める者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 会 計 1人
- (4) 監 事 2人
- (5) 理 事 30名以内

2 理事の互選により会長、副会長、会計、監事を定める。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を行う。